

# 第4回臨時議会

平成21年第4回臨時議会が、5月29日に開会され、提案のあった1議案については、原案どおり可決されました。また、議員提案の緊急決議についても原案どおり可決されました。

## 条例の改正

◆日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正に準じて町職員の給与について改正するものです。21年6月における期末手当および勤勉手当の月数を、期末手当0・15月、勤勉手当0・05月を暫定的な措置として引き下げるものです。

この改正に伴い、特別職、議員報酬の期末手当も改正されます。

## 専決処分

議会において指定されている事項について専決処分するもので、中学校におけるクラブ活動中に起きた、窓ガラスを破損させたことについての示談成立により、損害賠償の



額を定めるものです。

## 決議

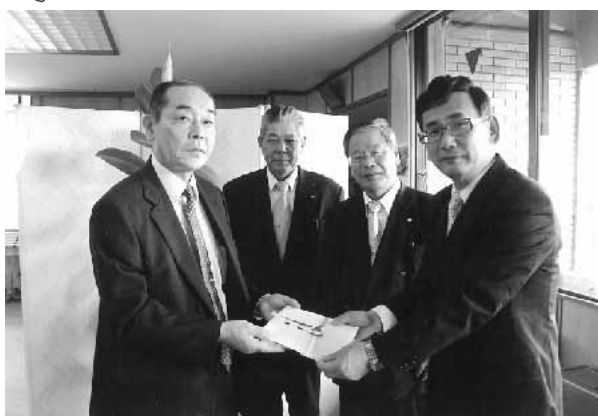
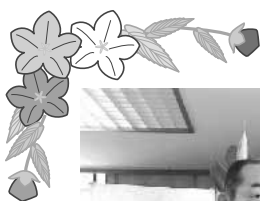
北朝鮮の核実験に抗議する緊急決議を追加提案されました。

### ◆問い合わせ先

議会事務局

☎ 526551

有線 57750



▲左から竹田寛嗣さん・清水副議長・杉浦議長・藤澤町長

たけだ ひろつぐ  
竹田寛嗣さんから

寄付金をいただきました

このほど、志半ばにしてお亡くなりになった故竹田久子議員の遺志を引き継ぎ、「ご遺族の竹田寛嗣さんから、町の文化振興、観光振興のために150万円を寄付していただきました。

有効に使わせていただきます。ありがとうございます。



木造住宅耐震診断を

受けましょう



地震発生時の被害を最小限にするために、まず、耐震診断を受けてみることから始めませんか。あなたの住まいの地震対策が地域の安全につながります。

町では、「日野町木造住宅耐震診断員派遣事業」により、専門家による無料の耐震診断を受けることができます。対象建物は以下のとおりです。

また、耐震診断を受け、耐震改修の必要があると判断された住宅で耐震補強工事を実施される場合には補助制度もあります。詳しくは、役場建設計画課までお問い合わせください。

### 【対象建物要件】

- 日野町内に存する木造住宅で以下の要件にあてはまるもの
- ①昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
  - ②延床面積の半分以上の部分が住宅として使われているもの
  - ③階数が2階以下でかつ延床面積が300㎡(約90坪)以下のもの
  - ④木造軸組工法で、枠組壁工法(ツーバイフォー)、丸太組工法でないもの
  - ⑤大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの

### ◆問い合わせ先

建設計画課 都市計画担当

☎ 526567 有線 57763